**平成２４年（フ）第１３号**
富山県魚津市友道1666番地11
債務者　平岡　孝文
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
富山地方裁判所魚津支部

**平成２４年（フ）第１４３号**
石川県白山市鹿島平45番地16
債務者　山田　浩靖
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第６１号**
長野県上田市御所番外54番地291
債務者　中島　　恵
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２４年（フ）第６２号**
長野県千曲市大字稲荷山3950番地６　サンフローラＮ101号、前住所茨城県取手市寺田4317番地15　テラダアパート６号室
債務者　伊藤　法員
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２４年（フ）第６６号**
長野県上田市古里1539番地９　香山荘10号、前住所長野県上田市国分１丁目３番５号　山崎アパート２号
債務者　高橋　久子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２４年（フ）第１０３号**
長野県松本市村井町北２丁目７番31号　高木方、前住所長野県安曇野市堀金三田1364番地１
債務者　宮澤　恵子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第１０６号**
長野県松本市平田東１丁目21番15号　ロフトハウスこうの104
債務者　飯田　百合
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長野地方裁判所松本支部

**平成２４年（フ）第４０号**
長野県諏訪市大字中洲1567番地１　グランデュオ105
債務者　濵　　元大
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２４年（フ）第４１号**
長野県諏訪市大字中洲1567番地１　グランデュオ105
債務者　濵　　住代（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長野地方裁判所諏訪支部

**平成２４年（フ）第２５号**
長野県松本市大字松原16番地33、前住所長野県飯田市松尾明7658番地１　龍峰内６号
債務者　川上　峰彦
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長野地方裁判所飯田支部

**平成２４年（フ）第２８号**
長野県飯田市水の手町3022番地１
債務者　池田　　弘
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長野地方裁判所飯田支部

**平成２４年（フ）第１６５号**
岐阜市如月町６丁目20番地１コーポ小塩Ｃ―３号室
債務者　村山　康成
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第１７２号**
岐阜市中西郷７丁目139番地
債務者　宮川　英子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
岐阜地方裁判所

**平成２４年（フ）第９１６号**
名古屋市緑区藤塚１丁目105番地　リバーサイド大和401号
債務者　滝沢　　誠
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第７２６号**
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1371番地５
債務者　田中ひとみ
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第１９７号**
兵庫県姫路市書写376番地３
債務者　高田美智子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第２５６号**
兵庫県加古川市平岡町土山826番地の19
債務者　吉田　治代
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部